

(仮称) 那賀・海部・安芸風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する
徳島県環境影響評価審査会意見

1 総論

事業実施想定区域及びその周辺は、日本屈指の清流・海部川を支える源流の森であり、多くの希少な動植物が生息・生育している。また、その一部に鳥獣保護区や自然公園地域が含まれるなど、県内屈指の自然環境が残された地域であり、住民が長い間自然と共生し、特有の文化を育んできた象徴的な地域でもある。

この区域における風力発電設備の設置により、自然環境をはじめ、水環境、人と自然との触れ合いの活動の場、景観等に重大な環境影響が生じることが懸念されるが、配慮書には生息・生育が確認されている動植物、生態系、水環境、人と自然との触れ合いの活動の場、景観等に対する評価がなされていない、又は科学的な根拠がないにも関わらず評価がなされている事項が多く見受けられることから、環境要素の区分毎に適切な調査、予測及び評価を行うこと。

特に、次の各論に示す指摘事項についての対応を方法書に明記すること。また、地域住民との合意形成に向けての手続きが十分ではないことから、事業実施による環境への影響について、地域住民に説明し理解を得ること。

さらに、あらゆる措置を講じてもなお、重大な影響を回避又は低減できない場合は、本事業の取り止めも含めた計画の抜本的な見直しを行うこと。

2 各論

(1) 騒音及び低周波音による影響

風力発電機から発生する騒音及び低周波音（超低周波音を含む）による影響については、多くの被害例が報告されている。コージェネレーションシステムの室外機から発生する低周波音による健康被害との関連性について、消費者庁の調査報告書では、「この関連性は否定できない」としている。また、この問題に対して、環境省は、「低周波音に関する感覚については個人差が大きく、参照値以下であっても低周波音が許容できないレベルである可能性が残されているため、個人差があることを考慮し判断することが極めて重要である。」としている。なお、風力発電機からの音の到達レベルに関しては、環境省は、地形、植生による影響の外、季節によって気象条件が異なるので、1年間の測定を求めている。

したがって、風力発電機から発生する騒音及び低周波音による健康被害については、十分な調査を行い、地域住民に被害が生じない計画とすること。

(2) 希少生物・生態系に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、県内屈指の優れた自然環境を有し、日本屈指の清流・海部川の源流の森でもあり、自然度が高い植生が残存する極めて重要な地域である。その多くは水源かん養保安林に指定されており、鳥獣保護区や中部山溪県立自然公園も含まれている。またその地域は、その約27%が自然度9以上、54%が自然度7以上の高い自然度の植生で覆われており、本事業の実施により希少生物、生態系に重大な環境影響を受けると懸念される。

① 動物に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺では、多くの種が確認されており、種の保存法によって国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ、国の特別天然記念物に指定されているニホンカモシカ、国指定天然記念物のヤマネをはじめとする希少動物も含まれている地域である。これら法的に保護が定められている希少種の他に、大型哺乳類、鳥類、コウモリ類、サンショウウオ類、ミドリシジミ類等の昆虫類などの希少性の高い種や指標種についても、その生息状況、生態について、専門家等の助言を考慮した適切な調査を行うこと。

また、本事業の実施により、動物の移動経路の分断や餌場の減少等をはじめとする生息環境への影響が懸念されることから、大川原ウインドファームやユーラス上勝神山ウインドファーム等周辺事業との累積的影響についても考慮し、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を考慮した適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、動物に対する影響を回避又は低減すること。

② 植物に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、多くのシイ、カシ類が優占する照葉樹林や自然度の高い樹林が残されている。その林床や湖畔などは湿潤で空中湿度が高く、南方系のシダ植物やラン科植物など、徳島県及び環境省版レッドリスト記載の希少植物が多産する地域である。

本事業の実施により、これらの重要な植物への影響が懸念されることから、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を考慮した適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、生育地保存も含め、植物

に対する影響を回避又は低減すること。

(3) 水環境と人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、ほとんどが水源かん養保安林に指定されており、平成の名水百選に選定されているダムのない清流・海部川を支えている。また、海部川の上流部には「日本の滝百選」に選定された「轟の滝」があり、その滝を支える貴重な水源の森（水源の森百選）が事業実施想定区域に含まれている。本事業の実施により、森林やそこに生息する動物だけでなく、河川への水供給や水質の変化を通して海部川流域の水環境や人と自然との触れ合いの活動の場にも影響を与えることが懸念される。

また、稜線北側的那賀川流域においても同様の影響が懸念されることから、これらの調査、予測及び評価について十分行うこと。

① 水環境に対する影響

水源の森の開発は、海部川や轟の滝等の水環境の変化も想定されることから、風力発電施設の配置及び輸送路等の検討に当たっては、専門家等からの意見も考慮した適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、海部川や轟の滝の水環境に対する影響を回避又は低減すること。

② 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

海部川や轟の滝は、親水、信仰、利水、生業の場として地域に浸透しており、人と自然との触れ合いの活動の場として高く評価されている。このため風力発電施設の配置及び輸送路等の検討に当たっては、専門家だけではなく、滝を御神体としている轟神社の関係者、登山者、河川利用者（鮎釣り、溪流釣り、サーフィン愛好者など）等からの意見を考慮した適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響を回避又は低減すること。

(4) 景観に関する影響

事業実施想定区域及びその周辺にはいくつかの集落があり、自然と共生してきた1次産業によって暮らしが成り立っており、6次産業も含め新たな事業が立ち上がろうとしている地域でもある。本事業の実施により、地域の生業や暮らしによる人の活動によって形成・維持されてきた景観への影響が懸念される。

風力発電施設の配置及び輸送路等の検討に当たっては、専門家からの助言はもとより、地域住民の生業や暮らし等の人間活動全般も考慮した適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、景観資源に対する影響を回避又は低減すること。

(5) 土地の改変に伴う災害リスクの増加と自然環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、急傾斜かつ脆弱な地質が大半を占め、複数の断層が存在しているとともに、台風の常襲地帯にも位置し、直近の木頭地域気象観測所では、平均年降水量が3,000ミリメートルを超える地域である。

事業実施による尾根植生の伐開は、工事期間だけでなく、運用開始以降も土砂崩落・土石流誘発・洪水流量の増加のリスクを増大させ、生物の生息・生育環境への影響は言うまでもなく下流河川の濁りの発生も強く懸念される。また、輸送路とするための道路の新設・拡幅等により、同様の影響が懸念される。

このため、風力発電施設の配置、輸送路及び残土処分施設等の検討に当たっては、専門家等からの意見を考慮した適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、土地の改変に伴う自然環境に対する直接的・間接的影響を回避又は低減すること。

(6) その他

本事業計画及び環境影響評価の内容について、適切な機会をとらえて地域住民に対して十分説明を行うとともに、事業を進めるにあたっては地域住民の理解を得るよう最大限の努力を行うこと。

また、インターネットでの図書の公表にあたっては、法令に基づく縦覧期間終了後も公表を継続することや、印刷を可能にすること等により積極的な情報提供を行い、説明責任を果たすこと。

なお、本配慮書には正確でない記載が見受けられ、審査に支障があったことから、方法書以降の図書において適切に対応すること。